

佐賀県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年一月二十七日から平成二十四年二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町石動字西一本杉二 七六三番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字西一本杉二 九七〇番一地先まで	平成二四・一・二七